

外資局特別情報 (第五十九號)

グロートマン 賠償ノ請問題

(賠償關係資料第十四號)

外資局 (昭和二十年十月二十七日)

目次

- 一 賠償ノ概念 一頁
- 二 エルサイエ條約ニ依ル賠償義務 二頁
- 三 賠償履行ニ關スル問題ノ所在 三頁
- 四 賠償金ノ性ニ關スル問題 四頁
- 五 賠償金ノ調査及支拂ヲ繞ル問題 五頁
- 六 資金調達ノ問題 六頁
- 一 賠償資金調達方法 六頁
- 二 財政政策的方法ノ得失 六頁



(三) 貨幣政策の方法ノ得失

七 賠償ノ支拂又ハ引渡ノ問題

(一) 賠償支拂手段

(二) 賠償支拂ノ債務國及債權國ニ及ボス影響

(1) 債務國ニ及ボス影響

(2) 債權國ニ及ボス影響

(3) 影響ノ相關關係

賠償ノ諸問題

一、賠償ノ概念

(一) 戦勝國が戦敗國ニ對シ戦費ノ補償、破壊又ハ白領セラレタル土地ノ回復及戰爭ニ基ク凡クハ填害ノ賠償ヲボムルコトハ第一次歐洲大戰以前ノ戰爭ニ於テモ存在シタリ。

(二) 乍併戦敗國ニ課セラレタル一切ノ義務ニ關スル諸問題が賠償問題トシテ取上げラレルニ至リタルハ第一次歐洲大戰ニ於テナリ。

(三) 従テ賠償ト謂ハルガハ、ハルサイニ條約ニ規定セラレタルガ如キモノヲ指スラ通常トス。

(四) 而シテ右ノ賠償概念ヲ單ナル補償又ハ回復ノ思想ヨリ出發シテ包括的ニ賠償義務ノ概念ニ迄發展シ、債權債務ノ關係トシテ解セラルルニ至リタリ。

(五) 惟敵國ヨリノ收奪物ニシテ破壊セラレサル物件ヲ返還スルコトハ、技術的ニ賠償ノ範圍ヨリ除カル。

シトノ公正感情ニ由來スルが如キ要求ハ満足セラレタルモノト認
メラル。

(五) 又同條約ニハ各所ニ獨逸ノ賠償能力ノ培養ニ關スル規定ヲ設ケルモ、
之ハ獨逸ノ旧領土ヲ割讓セザルコトヲ前提トシテ南メテ可能ト考ヘ
ラレルモノニシテ、獨逸側ノ立場ヨリスレハ不可能ヲ可能ノ如ク偽
裝セルモノト認メラル。

三、賠償履行ニ關スル問題ノ所在

(一) 賠償義務ノ履行が圓滑ニ行ハルル爲ニハ先ツ明確ナル賠償政策が樹
立セラルルヲ要ス。

(二) 而シテ之が爲ニハ賠償ト關聯スル各種ノ債權債務ノ關係が可及的簡
單且ツ明確ニ示サルヲ要ス。

(三) 前大戦後賠償ノ履行ニ付問題トナリタル点ヲ次ニ擧グベシ

四 賠償金ノ性質ニ關スル問題

(一) 獨逸ノ賠償金額ハ一九二一年五月ノ所謂倫敦最終通牒ニ於テ總額千三百二十億馬克ト確定セラレタルカ、此ノ賠償金ハ結局金馬克ナル價值單位ヲ以テ表示セラレタル資本債務ノ性質ヲ有スルモノト認メラル。

(二) 蓋シ斯カル巨額ノ債務ハ到奎一時ニ完済スルコト不可能ナル為長期ニ亘ル債務ノ分割履行ト資本利子ノ支拂ガ問題トナリ、資本債務ノ性質ヲ有ルニ至ルヲ以テナリ。

(三) 賠償金ノ右ノ如キ性質ハ年金制支拂ヲ法ヲ徂ラス公債ニ依ル整理方法ヲ執ルモ何等異ルトコロナキモノナルガ、マンカ案ニ至リ賠償金額ノ決定ト獨逸ノ支拂能力主義ニ依ル年金制ガ採用セラレタルコトハ賠償金ノ資本債務タルノ性質ヲ一層明確ニシタルモノト謂フヲ得バシ。

(四) 賠償金ガ資本債務タル性質ヲ持テ長期ノ年金債務タル性格ニ表シ得ルトセバ、次ノ如キ問題ニ付注意スル必要ヲ生ズ。

(1) 年金賠償履行手帳ノ價格が金馬克ヲ以テ表示セラレ居ラザル爲、引渡サレタル債務履行手帳ノ價格が債務履行額ト一致セザル點ニ問題存シ、独逸側トシテハ長期ニ亘ル履行期間中ニ必要額以上ノ價值ノ引渡ノ起ルコトヲ懼レタリ。

(2) 倫敦協定ノ如ク賠償金總額が即時債務トシテ與ヘラレ、其ノ履行ニ年賦償還制が採ラレルトセバ、債務ノ現在價值ト將來價值トヲ調整スベキ利子率が問題トナル。

例ハ「ヤング」案ニ於テハ五十九箇年ニ亘ル年金累計計千二百十億馬克ニシテ之ヲ五分五厘ノ利子率ヲ以テ現在價值ニ換算セバ三百七十億馬克トナリ、倫敦協定ノ千三百億馬克ニ比シ三分一以下ニ減額セラレタルコトトナルト謂フモ、此ノ利子率五分五厘が問題トナルナリ。

五、賠償金ノ調達及支拂ヲ繞ル問題

(一) 賠償支拂計畫ニ基キ負擔スベキ債務額が金ニ依リ計算シラレル場合

二、賠償履行ノ問題ハ賠償金ノ調達及支拂ノ両面ヨリ考ヘラルルヲ要ス。

(一) 即チ獨逸政府ハ先ニ馬克債幣ヲ調達シ然ル後之ヲ金馬克ニ依ル債務履行ノ效果ヲ有スルカ如キ履行手段ニ變ヘ債權國ニ引渡スヲ要ス。

三、ト一案ニ於テハ

(1) 獨逸政府ノ直接ノ責任ハ馬克債幣ヲライヒス、バンクノ聯合國賠償支拂總代表者ノ口座ヘ拂込ムコトニ依リ終了シ。

(2) 之ヲ金馬克ニ替ヘ各債權國政府ニ引渡ス仕事ハ聯合國側ノ為替委員會(又ハ引渡委員會)ニ委ネラル。

(3) 併シ獨逸政府ガ調達準備スベキ金額ハ此ノ場合ニ於テモ賠償支拂手段ノ馬克價格ニ依存スルコト當然ナリ。

大資金調達ノ問題

(一) 賠償資金調達方法

債務國政府ノ賠償資金調達ニハ二方法有リ。

(1) 財政政策的方法

租稅收入及營業收入等ノ増加ヲ圖ルコトニ依リ一種ノ減債基金ヲ
作ル方法ニナリ。

(2) 貨幣政策的方法

生産ト無關係ニ通貨ノ増發(公債ノ増發)ニ依リ調達スル方法ナ
リ。

(二) 財政政策的方法ノ得失

(1) 賠償カ軍賦制ニ依ル場合ニ此ノ方法ニ依ラズトス。

(2) 之ニ依リ國家財政ニ均衡ヲ得ル成功ト認メラル可キナリ。

(3) 但シ國內資本ノ形成、勞債問題又國民生活問題等ニ悪影響ヲ及ボ
サヌマシ注意ヲ要ス。

(三) 貨幣政策的方法ノ得失

(1) 此ノ方法ハ賠償カ一時ニ支拂ハルル場合殊ニ國民ノ財産ニ依リ支
拂ハルル場合ニ採ラルベシ。

(2) 併シ之ニ依ルトキハ國家財政ハ均衡ヲ破壞セラレ、インフレハ累
七

積的ニ進行シ、賠償支拂能力ハ窮局ニ於テ枯竭スルニ至ルベシ。

七、賠償ノ支拂又ハ引渡ノ問題

(一) 賠償支拂手段

(1) 賠償金ノ支拂方法ハウエルサイエンス條約以來現金支拂ト實物給付ノ

二種ニ分レタルガ、右方法ハドウズ業ニ於テモ採用セラレタリ。

(2) 從テ賠償支拂手段ハ次ノ如キモノナリ。

(イ) 貨幣又ハ債權債權

ニニハ金貨、外國貨幣及外國爲替ヲ含メルルガ、孰レニセヨ債

權國ニヨリ其ノ實質價值ニ変動ナキモノヲ選ハルベシ。

(ロ) 諸種ノ財貨

其ノ範圍ニ制限ナキモ、貨幣素材タル金ヲ首メ、諸種ノ物財、

勞力、權利及請求權等ヨリ成リ、謙メ個々ノ財貨ヲ指定セラレ

ル場合モ又事情ノ変化ニ依リ変更セラルルコトモアルベシ。

(3) 併シ外國貨幣及外國爲替ト雖、財貨ノ提供ト同一性質ノ經濟行爲

(二) 賠償支拂ノ債務國及債権國ニ及ボス影響

ニ基キ成立スルモノナルヲ以テ賠償ノ支拂ハ孰レノ場合ヲ問ハズ
及對給付ナキ債権國ノ財ノ提供トナル。

(1) 債務國ニ及ボス影響

(a) 國民經濟全般ニ及ボス影響

消費財、生産手段及資本施設等ヲ奪取セララルル爲國民ノ生産
能力ヲ十分發揮シ得ザルニ至ル。

(b) 石ノ財的不足ヲ補フ爲質ノ低イ代用品ヲ輸入セザルヲ得ザル
ニ至ルガ、此ノ輸入ハ過去ニ於ケル輸出ノ無キ限リ將來ニ於
ケル輸出ニ依リ賄フヲ要ス。

(c) 而モ賠償ノ支拂ハ外國爲替相場ニ甚大ナル影響ヲ及ボスヲ以
テ、債権國ニ對スル引渡ノ一時的中止又ハ國內支拂額ノ一部
減支等ノ便法ヲ講ゼザル限リ國內インフレハ益々激化シ賠償
ノ支拂モ困難ヲ加フルニ至ルベシ。

(2) 個別經濟ニ及ボス影響

生活ハ左ノ事情ニ因リ益々困難トナルベシ。

(a) 租税負擔ノ重キコト

(b) 賠償物資ノ生産増加ニ依リ就業率及利潤率が上昇スルコトヲ

リトスルモ、インフレニ因リ貨幣價值ノ下落甚ダシキコト

(c) 要スルニ賠償支拂圖トシテハ何ラカノ方法ヲ購ヒテ生産餘剰ヲ

生ミ出ダシ、之ヲ賠償トシテ支拂フ以外ニ途ナシ。

(d) 債權國ニ及ボス影響

(e) 國民經濟ニ及ボス影響

(a) 賠償物資ノ民間拂下及現金引渡ノ受領ニ依リ政府ノ收入増加

スルノミナラズ國民經濟全体トシテ消費財及生産手段ノ増

加ヲ見ル。

(b) 従テ戦後復興モ容易ニ行ハレ、反對論者ノ義務ヲ伴ハザル外

國物貨ノ輸入ニ因リ生産程度モ上昇スルニ至ルベシ。

(c) 個別経済ニ及ボス影響

租税負擔輕ク、資本蓄積モ容易ニ行ハルベシ。

(3)

影響ノ相關關係

斯ク賠償ノ支拂ハ凡キル点ニ於テ債権國ニ好影響ヲ、債務國ニ悪影響ヲ及ボスガ如クナルモ、尙左ノ点ニ就イテ考慮スルヲ要ス。

(1) 賠償支拂ノ爲ニハ債権國ノ産業勃興ヲ先決條件トスルモ、之ヲ

外國資本ノ導入ニ依リ行フ場合ニ於テハ次ノ理由ニ因リ結局支

拂不能ニ陥ル危險アリ。

(2) 爲替相場ノ逆調傾向シトル爲メ國內産業比率著シク高メザル

限リ導入資本ノ元利消却ト賠償ノ支拂トヲ併セ行フコト困難

ナルコト

(3) 前大戦後ノ狭逸ノ場合ニ在テハ更ニ復興法ニ基キ關稅障壁カ

大ナルコト

(4) 債務國ノ産業が国内消費力減退ノ爲メ海外市場ヘノ發展ヲ迫ラ

ルニ至リ世界貿易上左ノ如キ事情が發生スベシ。

(5) 賠償支拂ノ受領ニ因リ財源ノ債権國內供給が増加スルニ伴ヒ

個別産業ノ保護政策が排除セラルル爲メ、債権諸國相互間ニ外

國貿易上ノ競争惹起セラレルニ至ルガ、之ニ債務國ノ進出ガ
加ハリ債権諸國ニ大ナル壓迫ヲ感ゼシムルコト
必併シ之ニ對應シ債権國ガ賠償トシテ受領シタル財貨ヲ輸出ス
ルガ如キコトアリトセバ、債務國ハ世界市場ニ於テ自國製品
ト競争セガレヲ得ガレニ至リ、其ノ結果致命ナル打撃ヲ蒙
ルコトトナリ、賠償ノ履行モ不可能トナルニ至ルコト
エフ「グロートマン」賠償問題」